

○大阪市住宅供給公社契約保証金取扱要綱

制 定 平成31年3月19日

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）契約規程（以下「規程」という。）第27条第1項ただし書きに規定する契約保証金の免除について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲等)

第2条 この要綱は、公社が発注する工事請負契約、業務委託契約（工事請負契約以外の請負契約及び測量・建設コンサルタントを含む。）並びに物件の買入及び借入契約について適用する。

2 この要綱において「目的物等」とは、工事請負契約に係る工事目的物、業務委託契約に係る成果物等並びに物件の買入及び借入契約に係る物品をいう。

(契約保証金の免除)

第3条 次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は規程第27条第1項第1号又は第6号により契約保証金を免除することができる。

(1) 工事請負契約

ア 契約金額が500万円未満又は工期が60日未満であるとき

イ 緊急補修業者等指定契約

(2) 業務委託契約

ア 契約金額（長期継続契約にあつては、予定総額。）が500万円未満であるとき

イ 落札者が、契約時に官公庁等（官公庁、地方住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構及び大阪市の外郭団体等をいう。）と種類をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これをすべて過去2年の間に誠実に履行したと認められる書類（契約保証金免除申請書（様式第1号））を提出したとき

ウ 規程第12条第1項各号のいずれかに該当する随意契約

エ 単価契約

(3) 物件の買入契約

ア 契約金額が100万円未満であるとき

イ 落札者が、契約時に官公庁等（官公庁、地方住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構及び大阪市の外郭団体等をいう。）と種類をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これをすべて過去2年の間に誠実に履行したと認められる書類（契約保証金免除申請書（様式第1号））を提出したとき

ウ 規程第12条第1項各号のいずれかに該当する随意契約

エ 単価契約

オ 電気、ガス、水道等の付合契約

(4) 物件の借入契約

(契約金額の変更)

第4条 契約保証金の納付があった契約について、契約金額に増額変更が生じた場合、設計変更で全工期のうち工期末から5分の1までの間に行われるもの（精算）については、契約保証金の増額は行わない。

2 契約保証金を免除した契約について、契約金額に増額変更が生じた場合、新たに契約保証金は求めない。

(施行の細目)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては施行日以後に発注するものについて、それぞれ適用する。

契約保証金免除申請書

年 月 日

大阪市住宅供給公社 理事長様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

印

貴公社との契約に際し、次の調書の契約実績により、大阪市住宅供給公社契約保証金取扱要綱第3条第2号イ又は第3条第3号イの規定に基づき、契約保証金の免除を申請します。

契約実績調書

落札者となった 案件名称	
実績に係る 案件名称	
契約金額	
発注者名	
契約日	
履行期限 (履行期間)	
案件概要	
備考	

※契約日から過去2年以内に履行が完了している官公庁等との契約実績を記載すること。

「過去2年以内」とは、対象案件の契約日を基準日とし、契約日から過去2年以内に履行が完了しているものをいう。

「官公庁等」とは、官公庁、地方住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構及び大阪市の外郭団体等をいう。

長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。

(長期継続契約の契約日が過去2年を超えている場合も可とする。)

※契約実績は、当該契約案件と種類をほぼ同じくするものであること。

※記載内容を証するものとして、契約書の写し(双方の押印がある表紙及び記載内容を証するページ)及び仕様書の写し(業務等内容がわかるページ)を添付すること。